

平成19年3月30日（香川県報号外）香川県規則第50号中改正前の欄に掲げる別表の規定第2項の訂正

誤	(1)～(14) 略
正	(1)～(12) 略

平成19年3月30日（香川県報号外）香川県規則第50号中改正後の欄に掲げる別表の規定第2項の訂正

誤	(1)～(14) 略 (15) 構造計算適合性判定手数料のうち、市町が納付するもの
正	(1)～(12) 略 (13) 構造計算適合性判定手数料のうち、市町が納付するもの